

# 第 11 期広島県分別収集促進計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 9 月

広 島 県

## 目 次

|   |                                          |   |
|---|------------------------------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨                                    | 1 |
| 2 | 計画期間（法第9条第1項）                            | 1 |
| 3 | 対象品目（法第2条第6項及び第7項）                       | 1 |
| 4 | 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号） | 2 |

## 1 計画の趣旨

第 11 期広島県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下、「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、策定した法定計画です。

本計画は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、県内市町が策定した第 11 期分別収集計画の容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量の計画が着実かつ効果的に実施されることを目的として策定するものです。

## 2 計画期間（法第 9 条第 1 項）

本計画の期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年後に改定します。

## 3 対象品目（法第 2 条第 6 項及び第 7 項）

本計画は、容器包装廃棄物のうち、市町が法に基づき分別収集を実施する次のものを対象とします。

- (1) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色のもの（以下「無色のガラス」という。）
- (2) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、茶色のもの（以下「茶色のガラス」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他のガラス」という。）
- (4) 主として紙製の容器包装であって、(9)又は(10)以外のもの（以下「その他の紙」という。）
- (5) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (6) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(5)以外のもの（以下「その他のプラスチック」という。）
- (7) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール」という。）
- (8) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ」という。）
- (9) 主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」という。）
- (10) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）（以下「紙パック」という。）
- (11) プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチック

#### 4 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

##### (1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集を促進するためには県、民が日常生活の中で、環境との関わりや容器包装廃棄物のリサイクル等を認識して理解を深めていくことが大切です。

このため、県民、事業者、行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の取組により、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及を図ります。

##### ア マイバッグ運動の推進

平成21年8月に「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」を締結し、県内のレジ袋の無料配布の中止等と呼び掛けてきました。令和3年7月から、法令によるレジ袋有料化が導入されていますが、引き続き、協定事業者等との連携により、県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ運動を推進します

##### イ 環境意識の啓発に係る行事の実施、環境関連情報の提供

県民一人ひとりの環境意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的とし、平成22年6月から毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定めており、この日を活用して、様々な環境関連行事や実践事例等の情報を積極的に発信します。

また、「環境月間」（6月）、「3R推進月間」（10月）等において環境保全関連のイベントや広報を通じて、環境意識の向上や3Rを啓発するとともに、県のホームページの環境情報サイト「エコひろしま」等を利用して、環境関連情報を幅広く提供します。

##### ウ 関係団体と連携した取組の促進

「ひろしま地球環境フォーラム」や「一般財団法人広島県環境保健協会」及び市町の公衆衛生推進協議会等の環境保全推進団体との連携を強化し、家庭、地域、事業者など各主体での自主的な3R活動の支援や、主体間の協働による効果的な3Rの推進と意識の定着を図ります。

##### エ 環境学習・環境教育の推進

県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な取組を促進していくため、環境学習の指導者となる人材の養成や環境学習講師の派遣など、環境学習の体制づくりや実施を支援します。また、「体験の機会のある場」の認定施設等を活用し、自然体験活動や社会体験活動を通じた学習や教育による充実化を図り、県民や事業者の環境保全に対する意欲の増進を促します。

##### オ リサイクル製品の利用促進

容器包装廃棄物の再商品化が円滑に運用されるためには、再生資源が安定・継続して利用、消費される必要があり、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき登録したリサイクル製品を県ホームページ等に掲載し、利用促進を啓発します。

## カ グリーン購入による循環型社会の推進

「広島県グリーン購入方針」に基づき、県として、環境に配慮した物品や役務の調達などに率先的に取り組み、住民や事業者には、再生資材を多く使用しているものやリサイクル可能なものを選ぶことによりプラスチックや紙などの循環利用が促進されることへの理解浸透を促し、廃棄物発生の抑制やリサイクルへの意識醸成へつなげていきます。

## キ プラスチックごみの排出抑制と回収の推進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、急速に進むプラスチック資源循環への要請や取組を踏まえ、家庭や事業者におけるワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用や購入の削減、代替素材使用による再生可能資源化への促進、市町による分別回収の徹底や事業者による店頭回収の拡大など、多様な主体と連携した推進を図ります。

### (2) 市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進

県・市町で構成する「広島県環境行政総合調整会議」を定期的を開催するなどして、先進的な分別収集等の取組の紹介、県内市町の分別収集に係る課題等について情報交換、環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対して技術的な支援を行い、市町相互間の連携を強化して、容器包装廃棄物の抑制やリサイクルの促進を図ります。

### (3) その他の分別収集の促進に関する事項

#### ア 市町における分別収集の効率化の促進

市町に対し、廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう示された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの適正化・効率化を図るよう技術的支援を行い、分別収集・分別排出徹底に向けた市町の取組の促進・助言を行います。

#### イ 店頭回収等の促進

市町による分別収集だけでなく、容器包装廃棄物の多様な回収ルートを確保することが重要であるため、関係者の協力のもと、事業者による店頭回収や住民等による集団回収などが推進される方策を支援するとともに、市町と連携した普及啓発等を実施します。

#### ウ 施設整備の推進

容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、選別・圧縮・梱包施設及びストックヤードなどの施設整備を行うよう助言します。